

桑名市立中央図書館内チラシ等設置内規

最終変更：平成29年11月11日

(趣旨)

第 1 条 この内規は、桑名市立中央図書館の館内において、教育・福祉・文化振興などの目的で作成されたチラシ等を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第 2 条 館内において、チラシ等の設置を行おうとするものはあらかじめ事務局にチラシ等を提出し、内容の確認を受けるものとする。

(許可)

第 3 条 事務局は内容を確認し、館の運営に支障が出ないと判断される場合は、許可するものとする。

(許可条件)

第 4 条 チラシ等の設置にあたっては、国・地方公共団体の後援・共催・協賛を受けたものを可とする。なお、国・地方公共団体主催の事業についてはこの限りではない。

2 チラシ等には、国・地方公共団体の後援・共催・協賛を受けていることを明示するものとする。

3 申請にあたっては、後援・共催・協賛許可の書類のコピーを提出するものとする。

4 設置後に館の運営のため、撤去する場合がある。

5 営利事業に関わるもの、特定政党に関わるもの、特定の宗教に関わるもの、特定の思想に傾倒した事業に関わるものは許可しない。

(期間・場所)

第 5 条 設置期間は事務局に一任し、場所などの指定もできない。

(許可の取り消し)

第 6 条 申請内容に誤りが認められた場合、許可条件に従わない場合は、許可を取り消すことがある。

(備考)

第 7 条 中央図書館は、チラシ等に記載のある事項については一切関知せず、問い合わせなどを受けることはない。

附 則 この内規は平成30年1月1日より施行する。